

平成26年度

新潟市人権施策
の実施計画

平成 26 年 7 月

新潟市市民生活部広聴相談課市民相談室

分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施計画）

本市は、「人権文化」の創造・定着に向けて、市民と市が協働して行動するための指針として、平成20年3月に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。この計画を受けて実施した平成26年度における各分野別人権施策の実施計画を掲載しています。

目次

分野別の項目	実施 事業数	所管する 所属数	ページ
分野 1 人権教育・啓発の推進	11	5	2
所管する所属： 広聴相談課，雇用対策課，人事課，公民館，消費生活センター			
分野 2 女性	17	3	4
所管する所属： 男女共同参画課，雇用対策課，公民館			
分野 3 子ども	13	8	11
所管する所属： 広聴相談課，こども未来課（児童相談所），学校支援課 北区・秋葉・南区・西蒲区区民生活課，公民館			
分野 4 高齢者	2	2	14
所管する所属： 高齢者支援課，公民館			
分野 5 障がい者	10	3	15
所管する所属： 障がい福祉課，こころの健康センター，公民館			
分野 6 同和問題	7	4	17
所管する所属： 歴史文化課，学校支援課，生涯学習課，広聴相談課			
分野 7 外国籍市民	4	1	19
所管する所属： 国際課（(財)新潟市国際交流協会）			
分野 8 感染症患者等	4	1	20
所管する所属： 保健所保健管理課			
分野 9 新潟水俣病被害者	4	1	21
所管する所属： 保健衛生総務課			
分野 10 インターネットによる人権侵害	3	2	23
所管する所属： 学校支援課，広聴相談課			
分野 11 さまざまな人権問題	1	1	24
所管する所属： 防災課			

実 施 事 業 数 の 合 計

76

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
1 人権教育・啓発の推進	1	『新潟市自治基本条例』の基本理念である「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」に基づき「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学び、各々の業務遂行のなかで十分活かしていきます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO(※1)/NPO(※2)をはじめとした民間団体などと協働しつつ、人権教育・啓発を進めます。	啓発物品の作成	人権啓発クリアファイル(名入れ)を作成し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そのクリアファイル内に人権啓発冊子等を入れ、「人権イラスト展」「人権啓発講演会」などのイベント参加者や関係機関、市役所窓口等で配布し、人権啓発を図る。 作成部数: 人権啓発クリアファイル 2,000部	162	啓発冊子のみの配布では、手に取り、持ち帰ることが少ないが、クリアファイルに入れて配布することで持ち帰ってもらえるようにして、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口について周知を図ることができる。	広聴相談課
	2		啓発冊子購入	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「マンガで考えよう そうなんだ！人権」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	222	分かりやすい人権啓発冊子を購入して配布することで、気軽に見てもらい、人権は身近なものであると同時に、さまざまな人権問題があるという意識の定着が図られる。	広聴相談課
	3		ミニ人権展	人権に関わる掲示物を展示することにより人権啓発を図る。	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、人権啓発を図る。 開催日:平成27年1月8日(木) ～2月3日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 展示内容:人権イラスト展の入賞作品の展示のほか、展示パネル等の詳細は未定。 (人権イラスト展の詳細は「3 子ども」を参照)	0	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより「人権」の理解を深めてもらう機会をつくり、人権啓発を図る。	広聴相談課
	4		人事担当職員対象 人権研修	市各部局人事担当職員を対象に人権研修を行い、人権意識を高める。	【人事担当職員対象人権研修】 開催日:平成26年4月25日(金) 対象:市各部局人事担当職員 内容:同和問題、身元調査問題を考え、人権意識を高める	15	市各部局人事担当職員を対象に人権研修を行い、人権意識を高め、公正採用する。	広聴相談課
	5		賃金労働時間等実態調査	市内事業所における労働者の賃金等、労働条件の実態について調査し、労使関係の安定化に寄与するとともに、労働行政の基礎資料とする。 また、市ホームページでの公表のほか、調査回答事業所や研究教育機関などに配布し、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を図る。	[調査の内容] 対象:常用労働者を10人以上雇用している市内事業所から無作為に2,000事業所を抽出。 基準日:毎年7月31日現在 調査結果の公表	898	本調査を通し、労働者の環境や実態を明らかにし、労使関係の安定化に寄与する。また、労働行政における基礎資料とする。	雇用対策課

1 人権教育・啓発の推進	6	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	新任職員，一般職員，係長，管理職向けの研修を通して，人権への意識啓発を図る。	【新任職員】 人権概論，男女共同参画，新潟水俣病 【一般職員（概ね採用3～5年目）】 同和問題等 【一般職員（概ね採用9～10年目）】 男女共同参画，新潟水俣病 【新任係長】 人権（同和問題），新潟水俣病 【新任課長】 人権全般	24	階層別研修での定期的な研修実施により，市職員の人権意識の定着が図られる。	人事課
	7	人権講座	日常生活の中の人権について敏感な視点を持つ。暮らしの中の人権について考える。	期日：平成26年11月～12月 会場：坂井輪地区公民館 対象：成人30人	59	参加者が身近な人権について話し合い，多くの考え方を聞く場となる。	坂井輪地区公民館
	8	消費生活相談事業	消費者問題を生じさせる一因は消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差であり，その格差を解消するためには，消費者の権利を尊重するとともに，自立した消費者の育成を図る必要がある。そのため，消費者の権利や自立の支援に取り組むと共に，消費者被害の救済のため，消費生活相談業務を行う。	【消費生活相談受付時間】 祝日・振替休日・西堀ローサ休館日・年末・年始を除く毎日 午前8時30分～午後5時30分 【多重債務相談受付時間】 祝日・振替休日・西堀ローサ休館日・年末・年始を除く毎日 午前9時～午後4時 ただし，土・日曜日は第2・4のみ相談対応	2,774	平日のほか土・日曜日も相談業務を受け付けることで，より多くの消費者に相談の機会を広げて提供することができ，消費者の権利の尊重にも繋がる。	消費生活センター
	9	消費者啓発・情報提供事業	消費者被害の未然防止と拡大防止及び自立した消費者の育成を目指すため，消費者学習等の支援を幅広く推進する。	・市政さわやかトーク宅配便「だまされないで悪質商法」の開催・・・（通年） ・くらしの一日教室「生活に役立つ講座」の開催・・・（6回/年） ・くらしのレポーター「消費者リーダーの育成」研修会の開催・・・（6回/年） ・消費者月間事業の開催 平成26年5月24日（土）～25日（日） ・各種啓発資料の作成	2,220	自立した消費者を育成することにより，消費者被害の未然防止に繋がる。	消費生活センター
	10	高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組み	高齢者の消費者被害の防止には，常日頃の見回りが有効であるため，マンパワーを有する各区の包括支援センターや訪問介護事業所の協力を得て取り組む。	各区の包括支援センターの連絡会議等で，被害の発見と消費生活センターへの情報提供を依頼する。	（再計）108	消費者被害の発見と未然防止に繋がる。	消費生活センター
	11	若者の消費者被害の防止に向けた取り組み	若者の消費者被害の未然防止のため，関東甲信越の1都9県及び政令市とともに，若者を対象とした悪質被害防止キャンペーンを実施	関東甲信越ブロックで，若者に関する啓発ポスターやリーフレットを作成・配布する。本市ではそれらを高校や大学に配布する。	（再計）108	消費者被害の未然防止に繋がる。	消費生活センター

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
2 女性	1	女性も男性も性別に関わりなく、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、家庭と仕事を両立し、その個性と能力が十分に発揮できる新潟市の実現をめざし、市民、事業者及び市民団体と協働しながら、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点施設として教育・啓発活動に取り組んでいきます。 また、働く女性や再就職を求める女性に対し、必要な情報提供や相談などに取り組めます。	男女共同参画啓発事業	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進め、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進める。 ・区配置の男女共同参画地域推進員による啓発事業 ・デートDV(※3)防止セミナーの開催 ・行動計画の進行管理	6,644	区役所や各区の男女共同参画地域推進員などと協働・連携し事業を行うことで、男女共同参画について広く啓発が図れる。また、多くの高校や大学などでデートDV防止セミナーを開催することで、若い世代からのDV防止に向けた啓発が図れる。	男女共同参画課
	2		仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス(※4)の推進と、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。	育児休業を取得した男性労働者及びその事業主に 対して育児休業取得奨励金を支給する。 【支給対象者・支給額】 育児休業を取得した男性労働者 10万円 対象労働者を雇用する事業主 30万円(1回限り) 【主な支給要件】 (1)常用雇用者が300人以下の中小企業 (2)市内在住の男性労働者が、3歳未満の子どもに対し連続10日以上育児休業を取得 (3)男女共同参画に関する職場研修の実施や本人からの体験記などの提出	4,646	本制度の周知や職場研修会の実施を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進と性別による固定的役割分担意識の解消に寄与する。	男女共同参画課
	3		男女共同参画推進センター事業	男女共同参画推進センターにおいて、啓発や人材育成のための各種講座を開催し、また、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供する情報図書室の運営を行い、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	【男女共同参画講座】 開催日:随時 【ジェンダー(※5)で社会を考える講座】 開催日:2月～3月頃予定 【女性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成26年5月16日(金)～6月6日(金) (全4回) 会場:アルザにいがた 内容:「わたしがつくるHappy recipe～」 ～夢を叶えるメソッド～ 【男性の生き方講座(子育て期)】 開催日:6月頃開催予定 【男性の生き方講座(定年期)】 開催日:2月～3月頃開催予定 【女性の生き方講座】 開催日:9月～10月頃開催予定 【女性の再就職を支援する講座】 開催日:3月頃開催予定	10,149	男女共同参画推進の拠点施設として、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現について考え行動に結びつける講座の実施や、男女共同参画に関する図書や情報を提供し、男女共同参画を推進する。	男女共同参画課

2 女性	(3)		(男女共同参画推進センター事業)		<p>【自己尊重トレーニング(SET)講座】 開催日:平成26年5月20日(火)～7月8日(火)(全8回) 会場:アルザにいがた 内容:一人ひとりの女性が日々の暮らしの中で抱えるさまざまな問題を、自分自身や社会との関係の中で考え、自分を肯定することにより、自分らしい生き方ができるよう支援</p> <p>【自己表現トレーニング(AT)講座】 開催日:10月～11月頃開催予定</p> <p>【女性相談に携わる方々のための講座】 開催日:9月頃開催予定</p> <p>【情報図書室】 開館日:火～金曜日午前10時～午後7時 土曜日,第1・3・5日曜日午前10時～午後5時 ※祝・休日,第4月曜が祝・休日の場合の火曜,図書整理日(第1水曜日),蔵書点検期間,12月29日～1月3日は休館</p>		(男女共同参画課)	
			相談体制の充実	女性に対する暴力や心とからだの悩みなどについて、電話・面接による相談事業を実施し、解消することを目的とする。	<p>【こころの相談】 ◎面接相談開設日 毎週火・水(第4除く)・木・金・土曜日 午前10時～午後5時30分 会場:アルザにいがた相談室 ◎電話相談開設日 毎週火・金曜日午後2時～午後8時 毎週水・日曜日午前10時～午後4時 ※祝・休日,第4月曜が祝・休日の場合の火曜日,12月29日～1月3日は休み</p> <p>【女性のこころとからだ専門相談】 開設日:毎月第2水曜日午後2時～午後5時 第4水曜日午前9時～午後1時 会場:第2水曜日 新潟大学医学部保健学科 第4水曜日 アルザにいがた相談室 ※祝・休日,12月29日～1月3日は休み</p>	5,140	男女共同参画の視点に立った相談を実施し、相談者の問題の解決に向けてサポートを行う。	男女共同参画課
			配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図ることを目的とする。	配偶者等からの暴力(DV(※6))に関する専門の相談支援窓口として、相談体制を充実させるとともにDV被害者への総合的な支援に向け関係機関と連携する。また、DVに関する正しい理解を広め、DVを容認しない社会づくりに努める。	16,285	①相談体制の充実 ②DV被害者の保護体制と自立支援の充実 ③関係機関や民間支援団体との連携の強化 ④DVを容認しない社会づくりの推進	男女共同参画課
			女性緊急一時保護等事業費補助金	DV被害者の支援を目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)を逃れるための緊急一時保護事業や自立支援を行う民間団体の保護施設運営費に対して補助を行う「女性緊急一時保護等事業費補助金」を支給。	1,000	民間団体が行う支援活動を援助し連携することにより、被害者の支援の充実につながる。	男女共同参画課
			アルザフォーラム	市と市民による実行委員会の主催により、男女共同参画について広く啓発する講演会や、様々な課題に取り組む市民団体によるワークショップ(※7)などを「アルザにいがた」を主会場として開催し、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	開催日:平成26年11月15日(土)～11月23日(日)予定	1,400	これまで「アルザにいがた」を利用したことのない層に対してもアプローチし、男女共同参画について広く啓発することができる。	男女共同参画課

2 女性	8	女性労働問題相談室	女性が働くうえで日頃から疑問に思っていることや公的保険・年金、就職・離職、育児・介護休業などの問題について社会保険労務士による相談室を開設し、不安の解消を目的とする。	開設日：第2第4土曜日(祝日を除く) 午後2時～4時 会場：万代市民会館 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」 その他：6月・10月を出張相談月間とし、各区で出張相談を実施(6月・4区、10月・4区)	285	女性が働くうえでの疑問・悩み・分かりづらい公的保険などについて、社会保険労務士が専門的に相談を受けることにより、個々に応じた必要な情報提供ができる。	雇用対策課
	9	マザーズ再就職支援セミナー	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に対し、就職活動のノウハウや保育施設に関する情報等を提供し、就職の可能性を高めることを目的とする。	対象者：ハローワーク新潟の求職登録者や結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者 開催予定：平成26年10月、27年2月 会場：未定 内容(予定)：保育園の制度、就職活動のポイント、働く上で知っておきたい社会保険、税金などについてなど。	0	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に、現在の保育施設情報や、社会保険や税金についての知識を提供することにより、少しでも就職活動の不安を軽減し、再就職へのスタートの手助けができる。	雇用対策課
	10	働く女性のハンドブック	男女共同参画社会実現に向けて、啓発することを目的とする。	働く女性や再就職を求める女性が利用できるような様々な制度や男女雇用機会均等法等の労働関係法をわかりやすく解説するとともに、社会保険や能力開発・相談窓口などの情報を掲載した「働く女性のために」を発行し、市民に配布。 発行部数(予定)：4,000部 配布先予定：市役所窓口(本庁舎、各区役所、出張所等)、労働関係機関、市内大学、医療機関(産婦人科、小児科等)、市内社会福祉法人	303	本冊子を市民の手に届きやすい市役所出先窓口や関係機関窓口等に設置することにより、働く女性や再就職を求める女性に役立つ諸制度や労働関係法、相談窓口等の情報を提供することができる。	雇用対策課
	11	女性再就職支援事業	出産や子育てなどにより離職した後、再就職を希望する女性を対象として、スキル向上に係る講義・実習を内容としたセミナーを実施し、円滑な求職活動の促進と早期再就職に結びつけることを目的とする。	(地域人づくり事業を活用) 基本セミナー(3日間の座学と2日間の就労体験)と チョイスセミナー(曜日別の単発の座学)を実施するとともに、セミナー受講者との合同面接会を開催する。また、支援期間中は、キャリアカウンセラーが就職活動をフォローする。 支援期間：第1回 平成26年7月7日(月)～8月31日(日) 第2回 平成26年9月8日(月)～10月31日(金) 第3回 平成26年11月10日(月)～12月31日(水) 対象：出産や子育てなどにより離職した後再就職を希望する女性 内容：ビジネスマナーや電話対応等の基礎知識、職業実習ほか 参加者数：延べ210人	12,617	受講生の円滑な求職活動の促進と早期再就職への結びつけることができる。	雇用対策課
	12	女性セミナー	子育て中の女性たちが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できるようにすることを目的とする。	開催日：平成26年9月～11月 会場：豊栄地区公民館 対象：子育て中の女性(対象月齢あり) 内容：計画中 参加者数：延べ100人	99	女性問題や人権について考えるきっかけとする	豊栄地区公民館
	13	女性セミナー	男女共同参画社会実現に向けて、自分自身を見つめ、今後の生き方を考える機会を提供することを目的とする。	開催日：平成26年10月 会場：ほんぼーと 対象：再就職を考えている女性 内容：働く女性のワーク・ライフ・バランス(※8)について	14	再就職をテーマに家庭・育児と仕事の両立について考える。	東地区公民館

2 女性	14	女性セミナー	男女共同参画社会実現に向けて、基本的知識を学ぶ機会とする。	開催日：平成26年11月～12月 会場：曾野木地区公民館 対象：女性 内容：企画中	118	女性が抱えている問題に気づき、人権意識を高めることができる。	曾野木地区公民館
	15	女性学セミナー	昨年のテーマであった夫婦間における暴力(DV)を視野にいれた現代における夫婦間の問題や多様な家族の形、あり方を考える機会とする。	石山地区公民館 開催時期：平成26年5月21日(水) 28日(水) 6月4日(水) 11日(水) 対象：一般成人 内容： 5月21日「あなたは大丈夫これってOK?NG?」 28日「我慢しすぎてないですか?大切な自分の気持ちに気づくとき」 6月4日「女・男のカチ紙面から見えてくること」 11日「ワークライフバランスを夫婦で考えるふみだそう最初の一步」	52	DV・デートDVの実態から女性の現状を知ることができる。様々な家族や夫婦のあり方について考えることができる、女性問題、女性の人権について深めることができる。	石山地区公民館
	16	女性セミナー	子育て中の女性の職場復帰や社会進出を支援する。	開催日：平成26年9月～10月 会場：坂井輪地区公民館 対象：育児休業中の母親	37	再就職をテーマに育児と仕事の両立や自分自身の生き方を考える場となる。	坂井輪地区公民館
	17	乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】	自分の生き方や性別的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。	開催日：平成26年5月28日(水) 6月4日(水) 会場：北地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容：5月28日「いま親としてⅠ」 6月4日「いま親としてⅡ」 定員：30名 開催日：平成26年5月29日(木) 6月5日(木) 会場：鳥屋野地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容：5月29日「いま親としてⅠ」 6月3日「いま親としてⅡ」 定員：30名 開催日：平成26年5月22日(木) 29日(木) 会場：東地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容：5月22日「いま親としてⅠ」 29日「いま親としてⅡ」 定員：30名 開催日：平成26年5月22日(木) 29日(木) 会場：新津地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容：5月22日「いま親としてⅠ」 29日「いま親としてⅡ」 定員：30名	67 72 85 70	・ジェンダーについて学び、子育てを夫や両親や地域の協力を得ながらたくさんの人の手ですることによって一人で抱え込まない子育てを学ぶ。 ・男女共同参画の視点からワーク・ライフ・バランスについて学び、家事・育児も大事だが、仕事を持ったり、自分自身も大切にしようとする生き生きとした生き方について学ぶ。 ・子育ての悩み、不安を受講生で共感・共有することで、自己肯定感を高める。 ・孤独な子育てではなく、夫婦や周りの協力を得て子育てする大切さを学ぶ。 ・母性神話や3歳児神話について学び、自分個人の目標を持つ。 ・ジェンダーやワークライフバランスなどの視点を自分の生き方に合わせて考えることができるようになる。 ・孤立した子育てをしている親に仲間づくりの機会の提供と子育てに必要な知識を学ぶ機会の提供 ・子育ての悩み、不安を受講者同士で共感、共有することで、自己肯定感を高めることができる。子育てを抱え込まずいろんな人の力を借りることで孤立をふせぐことができる。また、ジェンダーの視点で様々な見方をする事で自分の生き方や性別役割分業について学べる。	北地区公民館 鳥屋野地区公民館 東地区公民館 新津地区公民館

2 女性	(17)	(乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成26年5月27日(火) 6月3日(火) 会場:西地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月27日「いま親としてⅠ」 6月3日「いま親としてⅡ」 定員:30名	69		西地区公民館
			開催日:平成26年5月27日(火) 6月3日(火) 会場:曾野木地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月27日「いま親としてⅠ」 6月3日「いま親としてⅡ」 定員:30名	165		曾野木地区公民館
			開催日:平成26年6月27日(金) 7月4日(金) 会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:6月27日「いま親としてⅠ」 7月4日「いま親としてⅡ」 定員:30名	73		中地区公民館
			開催日:平成26年7月3日(木) 10日(木) 会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月3日「いま親としてⅠ」 10日「いま親としてⅡ」 定員:30名	200		中央公民館
			開催日:平成26年7月2日(水) 9日(水) 会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月2日「いま親としてⅠ」 9日「いま親としてⅡ」 定員:30名	179		亀田地区公民館
			開催日:平成26年7月1日(火) 8日(火) 会場:白根学習館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月1日「いま親としてⅠ」 8日「いま親としてⅡ」 定員:30人	68		白根地区公民館
			開催日:平成26年7月17日(木) 24日(木) 会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月17日「いま親としてⅠ」 24日「いま親としてⅡ」 定員:30名	67		黒埼地区公民館

2 女性	(17)	(乳児期家庭教育 学級(ゆりかご学 級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成26年10月7日(火) 11月4日(火) 会場:豊栄地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月22日「いま親としてⅠ」 11月4日「いま親としてⅡ」 定員:30名	70		豊栄地区公民館
			開催時期:平成26年10月15日(水) 22日(水) 会場:石山地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月15日「いま親としてⅠ」 22日「いま親としてⅡ」 定員:30名	80		石山地区公民館
			開催日:平成26年9月17日(水) 24日(金) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:9月17日「いま親としてⅠ」 24日「いま親としてⅡ」 定員:30名	72		鳥屋野地区公民館
			開催日:平成26年10月22日(水) 会場:関屋地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月22日「いま親としてⅡ」 定員:30名	34		関屋地区公民館
			開催日:平成26年10月15日(水) 22日(水) 会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月15日「いま親としてⅠ」 22日「いま親としてⅡ」 定員:30名	67		黒埼地区公民館
			開催日:平成26年10月15日(水) 22日(水) 会場:横越地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月15日「いま親としてⅠ」 22日「いま親としてⅡ」 定員:30名	185		横越地区公民館
			開催日:平成27年1月30日(金) 2月6日(金) 会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月30日「いま親としてⅠ」 2月6日「いま親としてⅡ」 定員:30名	73		中地区公民館

2 女性	(17)	(乳児期家庭教育 学級(ゆりかご学 級) 【17公民館 22講座】)	開催日:平成27年1月29日(木) 2月5日(木)	200	中央公民館	
			会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月29日「いま親として I」 2月5日「いま親として II」 定員:30名			
			開催日:平成27年2月14日(土) 21日(土)	67		小針青山公 民館
			会場:小針青山公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:2月14日「いま親として I」 21日「いま親として II」 定員:30名			
開催日:平成27年1月30日(金) 2月6日(金)	80	坂井輪地区 公民館				
会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月30日「いま親として I」 2月6日「いま親として II」 定員:30名						
開催日:平成27年1月29日(木) 2月5日(木)	179	亀田地区公 民館				
会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月29日「いま親として I」 2月5日「いま親として II」 定員:30名						

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
3 子ども	1	子ども一人ひとりの権利が尊重され、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごし、子どもを含む個人の威厳と基本的人権が尊重される社会となるよう取り組みます。また、すべての子どもがそれぞれのもっている能力を最大限発揮して、自分らしく生きていけるような社会となるよう取り組みます。 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・自立に至るまで子どもを取り巻く全ての人々が連携し、切れ目のない総合的な支援を行いながら、児童虐待防止対策に取り組みます。	人権イラスト展	学校教育で行われる「子どもの権利条約」の授業で市内の小学4年生を対象に「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを作成してもらい、その作品を募集。 応募作品は、人権擁護委員等の審査員が選考し入賞作品を決定し、入賞作品を市内3ヶ所で展示。 イラスト作成を通じて「人権」の理解を深めてもらうきっかけにもらったほか、入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより人権啓発に努める。	募集期間:平成26年5月16日(金)～9月10日(水) 応募条件:市内小学校4年生 応募内容:「人権を大切さ」をテーマにしたイラスト 【入賞予定数】 金賞1, 銀賞3, 銅賞6, 奨励賞35程度 【表彰式】 平成26年11月中旬 【展示】 ①開催日:平成26年12月4日(木)～10日(水) 会場:イオンモール新潟南(マリンコート)「人権を大切にしよう」開催会場 内容:金賞ほか ②開催日:平成26年12月15日(月)～19日(金) 会場:市役所本館ロビー 内容:金賞, 銀賞, 銅賞, 奨励賞の展示ほか ③開催日:平成27年1月8日(木)～2月3日(火) 会場:ほんぽーとエントランスホール 内容:ミニ人権展を開催し、この中で、金賞, 銀賞, 銅賞, 奨励賞を展示 【その他】 前年度の金賞及び銀賞作品を使用して、本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成	1,237	前年度の金賞及び銀賞作品を使用した本年度の作品募集兼啓発用ポスターとチラシを作成し、また表彰式を実施することにより、応募数の拡大を図る。教育委員会と連携を図りながら、応募数、応募小学校を増やすことにより、児童の人権意識の定着に繋がることが見込まれる。 また、人権イラストの展示を保護者をはじめとして、多くの市民に作品を見てもらうことにより、人権啓発に繋がる。 加えて、展示会場でクリアファイル内に人権相談の窓口一覧や人権啓発冊子を一緒に配布することにより、より一層人権意識の定着に向けた人権啓発に繋がる。	広聴相談課
	2		緊急一時保護事業	夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護を目的とする。	新潟県女性福祉相談所との連携のもと、夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護専用室を設置。	642	重大な人権侵害である夫・パートナーによる暴力から被害者を保護し、関係機関と連携しながら自立に向けての支援を行う。	こども未来課
	3		児童虐待防止対策事業	児童虐待防止を目的とする。	【児童虐待防止対策協議会の開催】 内容:児童虐待防止のため、関係機関等との連携・情報交換・支援方法の協議、防止施策及び市民への啓発方法等についての協議・検討 【啓発事業の実施】 ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施 ・オレンジリボンツリーの設置 ・啓発リーフレットの配付 ・相談・通告周知チラシの配付 ・『オレンジリボン運動』の啓発マグネットを児童虐待防止月間中、公用車に貼り付けPR ・にいがた基幹バス「りゅーとリンク」車載液晶モニターでの相談・通告窓口のPR ・子育て支援ファイルを作成し、母子手帳交付及び小学校就学前健診時に配付 ・「きらきらセミナー」の実施 ・その他、虐待防止対策強化のための広報啓発 【関係機関等への研修会の開催及び研修会への職員派遣】	6,707	児童虐待防止のための関係機関とのネットワークの活用や研修は、関係機関の連携を深め、児童虐待の早期発見・早期対応・支援を図るうえで有効な手段である。 また、様々な啓発事業を実施することで、児童虐待についての市民意識の定着と相談窓口等について周知を図ることができる。	こども未来課 児童相談所

3 子ども	4	「子どもの権利条約パンフレット」作成	「子どもの権利条約パンフレット」と「活用の手引き」を作成し、配付し、子どもの権利条約と人権について教育することを目的とする。	実施日：平成26年5月配付。 対象：全ての小・中・特別支援学校に配付。 内容：小学校1, 2, 3年生用, 小学校4, 5, 6年生用, 中学校1, 2, 3年生用の3種類を作成。	380	義務教育の期間中、3年ごとに新しいリーフレットに出会い、「子どもの権利条約」を基に人権学習を進めることで、人権尊重を実現する主体者としての育ちが図られる。また、小学校4年生については、広聴相談課と連携し、人権イラスト展への参加を呼びかけている。年々、参加者が増え、子どもたちが人権について主体的に考える機会が広がってきている。また、子どもたちの描いたイラストを展示することにより、市民向けの人権啓発に寄与することができる。	学校支援課
	5	人権講演会	人権について、高校生に「気づき・考える」機会を提供すること。	開催日：平成26年11月19日(水) 会場：新潟県立豊栄高等学校 対象：高校生, 一般 内容：いじめ防止及び人権擁護啓発物品の配布 講師：月乃 光司 さん 参加者数：500人	54	いじめについて、「気づき・考える」機会を与え、いじめは、身近におこるものであることを知らせること。	北区区民生活課
	6	中学生を対象とした人権講話会	人権問題について、中学生に「気づき、考える」機会を提供することを目的とする。	開催日：平成26年5月～6月 会場：秋葉区内6中学校 内容：人権に関する講話 講師：外部の講師 参加者数：延1,800人	70	中学生に、人権が身近な問題であることに気づいてもらう契機になる。また、人権作文コンテストへの応募の動機付けにもなる。	秋葉区区民生活課
	7	秋葉区青少年健全育成・人権啓発推進大会	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	開催日：平成26年11月 会場：未定 内容：人権に関する講演、啓発物品の配布 講師：外部の講師(著名人) 参加者数：200人	180	人権に関する講演と啓発物品の配布を通して、いろいろな人権問題があることや様々な取り組みが行われていることを周知することができる。	秋葉区区民生活課
	8	中学生を対象とした人権講話	中学生から、人権について理解を深めてもらうことを目的とする。	開催日：平成26年6月27日(金) 会場：新潟市立臼井中学校 対象：臼井中学校1～3年生 内容：新潟水俣病について、体験談 講師：県立環境と人間のふれあい館 高野 栄芳 さん 語り部 山崎 昭正 さん 開催日：平成26年7月7日(月) 会場：新潟市立白根第一中学校 対象：白根第一中学校1～3年生 内容：未定 講師：新潟お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん 開催日：平成26年7月18日(金) 会場：新潟市立味方中学校 対象：味方中学校1～3年生 内容：未定 講師：新潟お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん	30	他人に対する思いやりや、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがある中、講話により生徒の皆さんから人権意識を養ってもらうことができる。	南区区民生活課
	9	中学生一日人権擁護委員委嘱、啓発活動	イベント会場で、中学生から一日人権擁護委員として人権に関する啓発物品を配布し、人権啓発を図る。	開催日：平成26年6月8日(日) 会場：白根大風合戦お祭り広場ほか 対象：一般市民 内容：中学生10名を一日人権擁護委員に委嘱し、イベント会場で人権啓発物品の配布	20	中学生の人権意識の向上と、市民の人権意識の高揚が図られる。	南区区民生活課

3 子ども	10	人権啓発講演会 「やさしい心が一番大切だよ」ほか	中学校生徒及び一般市民を対象に、人権について考える機会を提供することを目的とする。	中学生と一般市民を対象に「やさしい心が一番大切だよ」「いじめについて一緒に考えよう」の演題で「いじめ」をテーマに、講演会を開催する。 このほかに、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員の活動を紹介する。 講師:NPO法人「ジェントルハート プロジェクト」 理事 小森 美登里 さん 理事 篠原 真紀 さん 会場:西蒲区内の中学校3ヶ所 (西川, 中之口, 岩室) 時間:1回1時間半程度 参加予定者数:750人	198	学校における「いじめ」問題を考え、自他の命と心を大切にできる心情・態度を育むために講演会を通して、人権の尊さについて理解を深めることが期待できる。	西蒲区 区民生活課
	11	すくすく幼児期のHOTほっとタイム	子どもの人権や自己肯定感について学ぶことで、自分なりの子育てを考える機会とする。また、児童虐待防止の一助とする。	開催日:平成26年9月～11月 会場:白根学習館他 対象:幼児期の子を持つ保護者 内容:子どもの人権・子どもも私も大切に・自己肯定感 定員:15人	83	・人権について学ぶことにより自分の子育てを振るきかけづくりとする。 ・子ども自分もどちらも大切であることを学び、自己肯定感を高める。 ・親自身が自己肯定感を持つことにより、児童虐待の発生を予防できる。	白根地区公民館
	12	児童期家庭教育学級出前版	中野小屋地域(笠木小学校・小瀬小学校・中野小屋中学校)の、子育て中の保護者や地域の方、興味のある方等に向け、子どもの人権について、基本となる視点を学ぶ機会とする。また、人権擁護委員に方から来ていただき、人権擁護委員の活動を紹介していただき、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらう。	開催日:平成26年8月21日(木) 会場:笠木小学校 対象:保護者、教員、コミュニティ協議会、その他地域の方等 内容:「子どもの人権」 また、人権擁護委員より人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらい、人権擁護委員の活動を紹介。 講師:NPO法人 子ども・人権ネットワーク CAP・にいがた(3人) 参加者数:40人	20	コミュニティ中野小屋地区の学校の保護者・教員・地域の方を対象に開催することで、地域ぐるみで、子どもの人権の尊重や、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等について学んでもらえる。	西地区公民館
	13	幼児期家庭教育学級(すくすく学級)番外編 ライフプランセミナー	男女共同参画、ワークライフバランスなど、固定的性別役割分業にとらわれない自分らしい生き方を選択するとともに、子どもを含む個人の尊厳と基本的人権が尊重される社会を学ぶ機会とする。また、人権擁護委員に方から来ていただき、人権擁護委員の活動を紹介していただき、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらう。	開催日:平成26年11月20日(木) 27日(木) 会場:西地区公民館 対象:育児休業中または再就職を考えている人 内容:「わたしのライフプラン」 また、人権擁護委員より人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらい、人権擁護委員の活動を紹介。 講師:心理セラピスト 真島 貴代子 さん 参加者数:受講生24人/1回	60	育児休業取得、また子どもを保育園に預けて働く女性が増えている現在、子育て中の時期は、生涯学習及び子どもを含む個人の尊厳と基本的人権教育を受講してもらえる貴重な機会である。子育て中の方に受講していただくことで児童虐待の発生予防にもつながる。また、パートナーのみならず次世代の子どもたちにも男女共同参画の視点や基本的人権の視点を持つてもらえることが期待できる。	西地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
4 高齢者	1	高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく福祉サービス事業者等や市民と相互連携した対応が必要なことから、人権意識が根づくよう関係者への研修の充実や高齢者虐待を発生させないことや養護者の負担の軽減を図るための十分な相談体制の整備・連携に努めていきます。また、高齢者世代同士も含めたすべての世代の支えあいや高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活ができるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待を防止することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の関係者との連携、協力体制を検討、その構築に資するため高齢者虐待防止連絡協議会の開催。 ・高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う相談体制の整備を行うとともに発生させないための啓発活動を継続し、高齢者虐待対応職員研修の充実を図る。 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修の実施および対応マニュアルの改訂。 ・相談員の配置(嘱託職員) ・高齢者防止パンフレット配布およびポスターの掲示による啓発活動。 ・緊急一時避難施設の確保 	2,975	高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解を深め、虐待を受けている高齢者への対応と養護者及び施設への支援・助言指導を関係者で連携して取り組むことができる。併せて、高齢者虐待の防止に努める。	高齢者支援課
	2		現代的課題 ～豊かな高齢化社会の実現に向けて～	日本はかつて経験したことのない超高齢化社会を迎え、高齢者に関わる人権問題が大きな社会問題となっている。高齢者の尊厳が尊重される社会の実現に向けて、問題の本質を探り、解決の糸口を探る。	高齢者の人権問題に精通している専門の講師を招聘し、講座を行う。 開催：平成26年10～12月を予定	15	新潟県人権擁護委員連合会の協力を得て、多くの市民の方から「高齢者の人権問題」について理解を深めてもらう。	黒埼地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
5 障がい者	1	障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる共生社会をめざします。地域社会の障がいに関する理解の促進のため、地域や学校において教育・啓発を進め、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとってよい社会となるようユニバーサルデザイン(※9)の考え方を進めます。 また、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援します。	心の輪を広げる障がい者理解促進事業	障がい者に対する住民の理解の促進を図ることを目的とする。	内閣府との共催により、心の輪を広げる体験作文及び障がい者週間のポスターを公募し、障がい者に対する住民の理解の促進を図る。 募集期間:平成26年7月～9月を予定	42	体験作文・ポスターの公募ならびに、作品集の配布により小・中学生をはじめ、広く市民に障がいや障がい者、福祉について関心を持ってもらい理解の促進を図ることができる。	障がい福祉課
	2		福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり推進についての啓発を目的とする。	「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、ユニバーサルデザイン、 <u>バリアフリー(※10)</u> についての啓発・広報を実施。 開催日・会場未定 啓発内容:障がい者に関するマークの周知、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らすための理解の促進	926	だれもが参加しやすい啓発事業を実施することで、障がいのある人もない人も共に楽しみながら障がいや障がい者についての理解の促進を図ることができる。また、障がい者に関するマークの周知や、授産製品について広く市民に知ってもらう機会となる。	障がい福祉課
	3		障がい者雇用奨励助成金	障がい者雇用を促進することを目的とする。	新潟市民で障がいのある人を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付。 [交付対象期間の始期] 国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月 [金額・交付期間] (1)重度障がい者並びにその他の障がい者のうち45歳以上の者。 1人月額 10,000円を12か月 (2)その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち短時間労働者 1人月額 5,000円を6か月	3,660	国等の助成金の支給対象期間経過後に引き続き市の助成金を交付することにより、障がい者雇用の安定に寄与する。	障がい福祉課
	4		障がい者雇用相談	障がいのある人の職場定着を目的とする。	障がい者就労支援プロモーターが障がいのある人を雇用している事業所を訪問し、障がいのある人の職場定着への諸問題について相談を実施。また、障がいのある人(その家族)の就職にあたっての諸問題の解決、求職手続き(国の機関への取次ぎ)や雇用主等に対して障がいのある人の雇用の方法、助成金等について相談を受ける。 [障がい者職業プロモーター数] 2人	0	事業所訪問による相談、障がいのある人及びその家族からの様々な相談を解決することで、障がいのある人の職場定着など就労を促す。	障がい福祉課
	5		障がい者多数雇用事業者優遇制度	障がいのある人の雇用の促進とその職業の安定を目的とする。	市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達。 登録事業者数:11社	0	障がい者多数雇用事業者から積極的に調達することで、事業者の経営安定化に寄与し、もって障がいのある人の雇用の促進、安定を図る。	障がい福祉課

5 障がい者	6	出前講座	精神疾患, 精神障がい, 精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発。	市民, 民生委員, 学校関係, 相談支援事業所, 他の官公庁職員などを対象に精神疾患, 精神障がい, 精神保健福祉に関する講座を行うもの。	0	精神障がいに対する理解の向上, 精神障がいへの偏見をなくすと共に, 精神疾患の早期発見, 早期受診を促し, 市民のこころの健康の推進を図る。	こころの健康センター
	7	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障がい者のうち, 病状が安定しており, 環境が整えば退院可能な方が安心して地域生活が送れる体制を整備することを目的としている。	・「地域移行」の実地指導の重点項目化 ・「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会議」を設置し, 人材育成, ネットワーク構築を行う。 ・サービス事業者等に対する必要な協力の要請, 情報の提供及び収集 ・地域移行・地位定着に関わる相談支援事業者に対する技術援助 ・地域移行支援事業に関する企画・運営 ・ピアサポート(※11)の活用	682	精神障がい者が安心して生活するための体制整備を進めることにより, 社会的入院の解消, 新たな長期入院の防止を図る。	こころの健康センター
	8	精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき, 精神科病院に対し実地指導を行うことにより, 制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することを目的とする。	市内の10病院に対し, こころの健康センター職員, 精神保健指定医により, 実地指導, 審査を行い, 隔離・身体拘束, 事務手続きが適正に行われているか指導するもの。	295	精神科病院での適切な運用の確保及び, 入院患者の人権擁護。	こころの健康センター
	9	精神医療審査会	精神障がい者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために, 精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	・退院請求・処遇改善請求の審査 ・医療保護入院の入院届, 任意入院, 医療保護入院及び, 措置入院の定期病状報告書の審査	2868	精神科病院での適切な医療の確保及び, 入院患者の人権擁護。	こころの健康センター
	10	発達障がいの子どもの持つ親のための家庭教育学級	発達障がいを理解し, 関わり方や, 周りの支援について学ぶ。発達障がいの子を持つ親同士の情報交換と仲間づくりを目的とする。	会場:小針青山公民館 対象:発達障がいの子どもの持つ親 内容:企画中	120	発達障がい, または発達障がいかもしれない子どもを持つ保護者が, 発達障がいについて理解を深めることで, 偏見や虐待を防ぎ子どもとのよい関係づくりが見込まれる。 また, 参加者同士で情報交換や交流をすることで, 孤立感の解消が見込まれる。	小針青山公民館

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
6 同和問題	1	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組みます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	「新潟市ミニ人権展」への協力	「新潟市ミニ人権展」へ啓発パネルの展示というかたちで協力・参加し、新潟市の歴史と差別について明らかにして、同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための啓発を目的とする。	パネル展示への協力 期日:平成27年1月8日(木)～2月3日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 内容:観覧者が正しい歴史認識を持てるように実際の歴史資料や写真を用いたパネルを展示する。	0	江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割についてのパネルを見てもらうことにより、市民の興味・関心を醸成し、正しい歴史認識の定着を図ることができる。	歴史文化課
	2		人権教育、同和教育のための校内研修	校内研修への講師の派遣し、人権教育、同和教育のための校内研修を目的とする。	対象:学番奇数番の中学校区に外部講師を派遣する。 内容:新潟県人権・同和センター推薦者などによる講演。 教育ビジョンを受けて外部講師を招いた校内研修の実施 対象:市内小・中・高・中等教育学校 内容:各校の自主的運営による研修会	170	人権・同和問題等の専門家を招聘しての研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で役立つと考えられる。	学校支援課
	3		新潟県同和教育研究集会参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	新潟県同和教育研究協議会主催の第22回研究集会に参加する。 期日:平成26年8月7日(木) 会場:五泉市 対象:市立学校・園の管理職 内容:①講演会 ②5分科会による講座	11	差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となる。基調提案や講演会、具体的な実践事例などに触れることで、管理職の人権感覚が磨かれる。	学校支援課
	4		人権教育・同和教育担当者研修	市立小中学校・園の人権・同和教育担当者を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成26年11月21日(金) 会場:秋葉区役所 対象:市立学校・園の担当者 内容:実践発表、全体計画・年間指導計画の検討など	0	各校の人権教育推進を担う教職員が一堂に会し、人権教育・同和教育の具体的実践に学ぶ機会を得ることは、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を深めることに役立つ。	学校支援課
	5		管理職人権研修会	市立小中学校・園の管理職を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成26年8月4日(月) 会場:新潟市民芸術文化会館 対象:市立学校・園の管理職 内容:新潟市教育委員会生涯学習課主催人権・同和教育研修会への参加	0	管理職が、人権教育・同和教育の具体的実践に学ぶことは、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を確かなものにし、これからの学校における人権・同和教育推進の方向性をつかむ上で役立つ。	学校支援課
	6		人権教育研修会	市職員、教職員等を対象に、人権教育、同和教育の研修を目的とする。また、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題に対する知識と教養を深める上で、同和問題の歴史や現状を再認識し、人権教育のさらなる向上を図ることを目的とする。	開催日:平成26年8月4日(月) 時間:14:00～16:00 会場:りゅーとびあ 劇場 講師:新潟産業大学 教授 秋山 正道 さん 参加者数:300人(予定)	92	市職員、教職員等が同和問題に対する正しい理解と認識を深めることで、市民や子どもへの人権意識の啓発をはかることができる。	生涯学習課

6 同和問題	7		啓発冊子購入 【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「マンガで考えよう そうなんだ！人権」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	222	分かりやすい人権啓発冊子を購入して配布することで、気軽に見てもらい、人権は身近なものであると同時に、さまざまな人権問題があるという意識の定着が図られる。	広聴相談課
-----------	---	--	----------------	----------------------------------	---	-----	--	-------

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
7 外国籍市民	1	国籍や民族を問わずすべての人にとって暮らしやすい地域社会を作るため、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体と連携しながら、国際理解事業を通じて外国文化に対する理解を広げるとともに、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語教育に対する一層の支援などを図り、差別や偏見のない、外国籍市民にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。	外国籍市民懇談会	地域で意見交換を行い、外国籍市民にとっても住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する。	これまで外国籍市民懇談会未実施の4区のうち2区において、委員をそれぞれの区の中で指名または公募し、年数回の懇談会を実施する。委員募集のお知らせにアンケートを同封し、生活上どのような問題があるのか把握に努める。懇談会では外国籍住民から日頃困っていること、悩んでいることを紹介していただき、自由に意見を話してもらう。	328	各区在住の外国籍市民にとってより身近な問題を抽出し、それらの解決に向けた方策を検討するきっかけとする。	国際課
	2		災害時における在住外国人支援	災害時における在住外国人支援体制を構築する。	災害について基本知識を持たない在住外国人を対象として、防災訓練への参加を呼びかけ、啓発資料を配布する。また、災害時外国人支援体制を関係部署・団体とともに構築する。	53	訓練を通して基本知識を体験的に伝えることができる。また地域住民と顔の見える関係を築くことができ、地域のネットワーク化につながる。災害時外国人支援体制の構築により、災害の初期段階から外国人に特化した対応をとることができ、情報格差や不安感を防ぐことができる。	国際課
	3		留学生の支援	留学生と市民との人間関係を構築を支援し、留学生生活の向上を図る。	市内の留学生向けに地域との交流の場として「にいがた発見観光モニターツアー」「おしゃべりサロン自国文化紹介教室」「新潟市プロモーションビデオコンテスト」を実施する。	265	本市の魅力を知ってもらい、自国に紹介してもらい契機を提供できる。また、本市在住者の少ない出身国の紹介をしてもらい、市民の国際理解・交流活動を促進させ、留学生と市民との交流を深化させることができる。	国際課
	4		在住外国人および留学生の支援 (公財)新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語講座 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成 多文化共生理解事業	5672	日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人と留学生の生活を支援する。また、在住外国人が理解しやすい「やさしい日本語」の普及に努める。	(公財)新潟市国際交流協会

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
8 感染症患 者等	1	エイズ患者・感染者・家族等への差別や偏見の解消のため、イベントや健康教育、相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。	健康教育事業	健康教育を実施し、感染の予防などの知識を広め、正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	中・高等学校、専門学校を対象に健康教育を実施する。	(対策促進事業)3,879	他人事ではなく自分自身にも関係ある身近な問題としてとらえることができる。また正しい知識を得ることで、差別偏見の解消につながる。	保健管理課
	2		世界エイズデー2014	HIV・エイズについて正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	新潟県と共催で市民等を対象にステージイベント、街頭キャンペーン、メモリアルキルトの展示、HIV検査を実施する。	(対策促進事業)3,879 (検査相談事業)4,112	青少年期には教育の機会があるが、それ以外の年代には啓発機会が少ないため、広く市民に働きかけることで、様々な年代層がエイズに関心をもつことができる。	保健管理課
	3		HIV(※12)検査普及週間イベント	HIV・エイズについて正しい知識の普及とHIV感染症の早期発見・早期治療に結びつけられるよう検査の必要性について啓発することを目的とする。	HIV・エイズの相談、無料の匿名検査を実施するとともに、街頭キャンペーンや雑誌等で啓発の取組をおこなう。	(対策促進事業)3,879 (検査相談事業)4,112	青少年期には教育の機会があるが、それ以外の年代には啓発機会が少ないため、広く市民に働きかけることで、様々な年代層がエイズに関心をもつことができる。	保健管理課
	4		エイズ相談・検査	HIVについての不安解消や正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	無料・匿名のHIV検査・相談を実施する。 【保健所会場】 月・金(祝日を除く)午前9時半～11時 第2土曜日午後1時半～11時 第3金曜日午後6時～7時半 【けんこう広場ROSAぴあ会場】 第1～4火曜日午後4時半～6時半	(検査相談事業)4,112	個別の相談ではあるが、限られた感染経路であることなど正しい知識を得ることで、予防や偏見の解消をはかる。	保健管理課

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
9 新潟水俣病被害者	1	新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を生かし、人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などを推進していきます。また、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるため、市職員や教職員への研修の充実に努めます。	新潟水俣病市民講座	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうため市民講座を開催</p> <p>【Ola!aga!!新潟水俣病をみて・ふれて】 開催日:平成26年8月3日(日) テーマ:親子で行く!阿賀野川流域“ほんもの体験”ツアー 対象:市内在住の小学5・6年生の親子22組 内容:○企業城下町・鹿瀬の工場跡など現地見学 ○元・船頭の新潟水俣病被害者のお話を伺う ○中流域の産業・自然体験</p> <p>【新潟水俣病 新潟大学公開講座】 時期:平成26年度冬頃</p>	1383	毎年、新たな対象となる学生及び市民に参加してもらい、新潟水俣病を知ってもらう機会を提供できる。	保健衛生総務課
	2		新潟水俣病展	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうためパネル展示を開催</p> <p>○開催日:平成26年5月19日(月)～5月30日(金) 会場:新潟市役所本庁 正面 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見 ○開催日:平成26年7月7日(月)～7月18日(金) 会場:秋葉区役所ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見 ○開催日:平成26年9月4日(木)～9月30日(火) 会場:ほんぽーとエントランスホール ○開催日:平成26年10月19日(日) 会場:新潟福祉まつり 万代シティ ○開催日:平成26年11月頃(2週間程度) 会場:新潟大学五十嵐キャンパス ○開催日:平成26年12月頃(2週間程度) 会場:新潟医療福祉大学</p>	487	多くの市民が立ち寄る会場でパネル展示を行うことは、これまで関心のなかった者も含め、より多くの市民に対し新潟水俣病を知ってもらう機会を提供できる。	保健衛生総務課
	3		新潟水俣病職員研修	新潟水俣病について、職員の知識・理解を深めることを目的とし、阿賀野川流域地域の融和と再生、住民の健康不安の解消などをめざす新潟水俣病対策に資するための研修を実施。	<p>新任係長職員、採用10年目職員、平成26年度新規採用職員への研修及び新規採用教職員研修の実施</p> <p>○開催日:平成26年5月7日(水) 対象:新任係長 ○開催日:平成26年5月20日(火) 対象:新規採用職員 ○開催日:平成26年夏頃 対象:新規採用教職員 ○開催日:平成26年9月17日(水) 対象:採用10年目職員</p>	455	新潟市の職員に研修を実施することは、新潟水俣病患者への理解、及び差別や偏見をなくすことへの理解に役立つ。	保健衛生総務課

<p>9 新潟水俣病被害者</p>	<p>4</p>		<p>環境学習</p>	<p>子どもたちが、新潟水俣病の歴史と人権問題を把握して、人と人との絆の大切さや差別・偏見なく公平・公正に正義の実現に努めていけるために、また環境問題を身近なものとしてとらえていけるよう、環境の大切さと新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力、意欲を育ていくことを目的とする。</p>	<p>市内8校の小中学校で実施予定。環境学習の実施校は県の実施校と合同で発表会を行う。</p>	<p>1,235</p>	<p>次世代を担う小中学生を対象に環境学習を実施することは、環境問題を切り口に新潟水俣病を身近な問題として考えることができ、差別や偏見のない社会の作っていくの一助となる。</p>	<p>保健衛生総務課</p>
-----------------------	----------	--	-------------	---	---	--------------	---	----------------

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
10 インターネットによる人権侵害	1	表現の自由やプライバシー(※13)、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため、人権教育・啓発に取り組みます。また、学校においては、コンピュータやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。	情報モラル指導	各学校・園の教員に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:平成26年7月14日(月) 会場:総合教育センター 対象:市内小・中・中等教育・高等学校・園の教員 内容:講義「情報モラル教育の現状と重要性」 演習「学校ですぐに使える情報モラル教材の体験」「情報モラルの指導案や指導プランの作成」 講師:総合教育センター指導主事	0	情報教育に精通した講師からの情報提供で、「情報モラル教育」についての理解を深めることができる。	学校支援課
	2		市小中学校PTA連 合会(講師派遣)	市小中学校PTA連合会総会の終了後、PTA役員を対象に「子どもに教えたいインターネットのこわさ」をテーマに講義を実施し、インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことを目的とする。	開催日:平成26年6月7日(土) 会場:万代シルバーホテル 対象:市内小・中学校PTA役員 内容:講義「いじめの実態と対応について」 講師:学校支援課指導主事	0	インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことができる。	学校支援課
	3		啓発冊子購入 【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「マンガで考えよう そうなんだ!人権」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	222	分かりやすい人権啓発冊子を購入して配布することで、気軽に見てもらい、人権は身近なものであると同時に、さまざまな人権問題があるという意識の定着が図られる。	広聴相談課

【分野別人権施策の実施計画（平成26年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
1 1 さまざまな 人権問題	1	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害です。この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」の創造・定着との関連で配慮が必要です。	拉致問題解決に向けた啓発事業	市民に拉致問題や特定失踪者の問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうとともに、問題解決に向けた世論喚起を目的とする。	<p>【懸垂幕の掲示】</p> <p>①市役所本館に懸垂幕を掲示 期間:平成26年11月14日(金)～など 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全容説明と全面解決を」</p> <p>②市役所分館に横看板を掲示 期間:通年 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさんたちの北朝鮮拉致事件の全面解決を」</p> <p>③西蒲区役所に懸垂幕を掲示 期間:通年 掲示内容: 「北朝鮮による拉致疑惑の「大澤孝志さん」の究明・救出にご支援を」</p> <p>【パネル展の実施】</p> <p>①「北朝鮮による拉致問題巡回パネル展」 期間:平成26年6月30日(月)～12月5日(金) 会場:市役所及び区役所(計8か所を巡回) 主催:新潟市,新潟県(共催事業)</p> <p>②「拉致被害者・特定失踪者の救出を願うパネル展」 期間:平成26年11月10日(月)～12月12日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇 期間:平成27年2月16日(月)～2月27日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇, 西蒲区役所1階ロビー 主催:新潟市 後援:新潟県</p> <p>③「拉致問題を考えるパネル展」 期間:平成26年12月中旬(土・日2日間) 会場:メディアシップ 主催:新潟市,新潟県(共催事業)</p> <p>【集会・シンポジウムの開催】</p> <p>①「忘れるな拉致11.15県民集会」 期間:平成26年11月15日(土) 会場:りゅーとびあ新潟市民芸術文化会館 主催:新潟市,新潟県,新潟日報社(共催事業)</p>	232	市民に対して拉致問題を周知するとともに、市民による拉致被害者の早期帰国への機運醸成を図ることができる。	防災課

<p>11 さまざまな 人権問題</p>	<p>(1)</p>				<p>②曾我ミヨシさん・横田めぐみさん等「全ての拉致被害者の早期帰国を求める県民集会」 期間:未定 会場:未定 主催:新潟市, 新潟県, 救う会新潟, 救う会全国協議会, 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)(共催事業)</p> <p>【上映会の開催】 家族の絆「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」 上映会 期間:未定 会場:未定 主催:新潟市, 新潟県(共催事業)</p>		<p>(防災課)</p>
------------------------------	------------	--	--	--	---	--	--------------

◎ 主な用語の解説

(※1) NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

(※2) NPO (Non-profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない国際的・国内的組織で、活動分野は広範。NGOは民間団体の非政府性（政府からの独立性）に着目し、NPOはその非営利性を重視する用語である。

(※3) デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。（DVについては（※7）を参照）

(※4) ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)

「仕事と生活の調和」のこと。

(※5) ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。）

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

(※6) DV (ドメスティック・バイオレンス)

(domestic violence)

「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人同士など親密な関係にある者から繰り返し行われる暴力で、相手を支配しようとする事。

ドメスティック・バイオレンスの被害者の多くは女性だが、同性パートナー間にも存在することが指摘されている。

◎ 主な用語の解説

(※7) ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場のこと。

(※8) ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)

「仕事と生活の調和」のこと。

(※9) ユニバーサルデザイン

一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。

(※10) バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

(※11) ピアサポート

「仲間同士の支え合い」を意味し、同じ課題に直面する人同士が互いに支え合い、互いの回復につなげていくこと。障がい分野だけでなく、学校、地域、子育て、疾病等、様々な分野で活用されている。

(※12) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞を破壊し、免疫力を低下させるウイルス。HIVに感染してもすぐに発症することはなく、潜伏期間を経て、症状があらわれた時点でエイズの発症と診断される。

◎ 主な用語の解説

(※13) プライバシー

個人の日常生活や社会活動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。